# 麗澤高等学校生徒寮管理規程

### (総則)

第1条 この規程は、麗澤高等学校学則第24条2の規程に基づき、麗澤高等学校生徒寮の管理に関し、 必要な事項を定めるものとする。

第2条 本生徒寮を麗澤高等学校生徒寮と称する。(以下「生徒寮」と略す)

## (設置の目的)

第3条本生徒寮は、本校の建学の精神と教育目標を具現する人として寮生を育成することを目的する。 寮生は、相互の協力と努力によって規律ある共同生活の運営を通し、人格の陶冶と学力、体力の向上に努 めていく。

### (生徒寮の定員)

第4条 生徒寮の定員は、次の通りとする。

男子寮 60 名、女子寮 60 名

# (入寮の資格と決定)

第5条 生徒寮は、3年間の寮生活を通して人格の陶冶と学力、体力の向上に努力する意志を持ち、かつ 保護者の賛同がある者について入学試験で選考し、校長が入寮を許可する。

- 2 入寮を希望する者とその保護者は、入学試験を受験する前に本校の寮を見学し、寮担当者から本校生 徒寮に関する説明を受け、生徒寮の目的および日課などについて理解することを受験資格とする。
- 3 留学生については、留学中の適切な期間に限り、校長が入寮を許可する場合がある。

## (入寮の手続き)

第6条 前条の入寮許可を得た者は、所定の様式により保証人(保護者)連署の上、入寮申請書を提出しなければならない。

- 2 保証人は、生徒本人の保護者、後見人若しくは親族中の成年者とする。
- 3 保証人が、日本国内に居住していない場合は、別に日本国内に居住する身元引受人を届け出ること。
- 4 保証人及び身元引受人は、入寮者に関する一切の責任を負わなければならない。

#### (入寮期間)

第7条 入寮期間は、本校の入学日から卒業日までとする。ただし、校長は、必要と認めるときは入寮期間を変更することができる。

# (寮費)

第8条 入寮者は、学則に定める寮費および食費を納入しなければならない。

#### (生徒寮の運営)

第9条 生徒寮の運営を適正かつ能率的に進めるため、校長、教頭、寮主任、生徒指導部長で構成する寮 運営委員会を置く。

- 2 寮運営委員会で協議すべき事項は次の通りとする。
  - (1) 寮運営および寮生の指導に関する基本的方針を定めること

- (2) 生徒寮に関する諸規定や寮規則の改廃の検討に関すること
- (3) 寮生の募集、入寮許可、退寮処置に関すること
- 3 協議する内容について必要な場合、校長は別に委員を委嘱することができる。
- 第10条 寮生は、第3条の主旨を踏まえ、規律正しい寮生活を送るように責任を果たしていくこと。
- 2 寮生の組織、寮生活の心得、生活規則は別にこれを定める。
- 第11条 寮生は、寮施設の清掃美化及び保守に努めなければならない。

## (開寮と閉寮)

- 第 12 条 生徒寮の開寮期間は、原則として学期期間に依るものとする。
- 2 閉寮は、長期の休業期間に設定するが、講座期間や学校行事等と随時調整して決める。
- 3 伝染病等の発生により感染拡大防止が必要と認められる場合は、校長の判断で閉鎖する。

### (退寮命令)

- 第 13 条 校長は、次の(1)~(3)のいずれかに該当する生徒に対し、生徒寮からの退寮を命じることができる。
  - (1) 寮費、食費等が納付期限を超えて未納の者
  - (2) 麗澤高等学校および生徒寮の諸規則に違反した者
  - (3) その他寮生として不適格な言動、行動などがあったと認めた者

## (その他)

第 14 条 この規程に定めることの他に、生徒寮管理運営に必要な事項については、別に細則を設ける。 2 別に定める細則等については、寮運営委員会より提起され校長の承認を得る。

#### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。